

○獵銃等販売事業の許可基準について

(照会)

〔昭和四十七年一月十一日 四十六銃第〇〇〇〇号〕
〔通商産業省重工業局長あて 〇〇〇県知事〕

このたび〇〇市××町×番×号△△△販売株式会社代表取締役〇〇〇から武器等製造法第十九条に基づく獵銃等販売事業の許可申請があり、その申請について同法第五条第一項第五号に関する調査をしたところ、〇〇〇が同号への最近三年以内に他の法令の規定に違反し、罰金刑に処せられたことがわかりました。その内容は業務上過失傷害罪で罰金二万円です(詳細は別添)。これは法第五条第一項第五号への「その情状が武器製造事業者として不適当な者」と一応認められますが、最終判定に当たり意見を求めます。

〇〇〇の業務上過失傷害罪(〇〇県警察本部より聞取り調査)

昭和〇〇年〇月〇日午後六時三十分頃〇〇郡××町××字××△地内の道路で〇〇〇が時速三〇キロメートルで道路左側を進行中同一方向に向かつて左側に駐車している大型ダンプカー後方で反対方向から進行してくる相手の車(軽四輪)を発見したが停車しているものと思いきのまま前車の右側を通過しようとして右にハンドルを切ったところ相手車も進行しているのに気付きただちに制動し

たが間に合わず約六・五メートル滑走して正面衝突し相手車に乗車中の四人のうち三人に傷害を与え、全治二週間二人全治三週間一人、相手車に対して二十万円の損害を与えた。

〔道路交通法第七十条 安全運転義務違反

業務上過失傷害 刑法第二百十一条前段

被疑者の過失は大、被害者の過失は小で警察の意見は嚴重処分にしてもらいたい。

猟銃等販売事業の許可基準について

(回答)

〔昭和四十七年三月二十二日 四十七重局第一〇一号〕
〇〇県知事あて 通商産業省重工業局長

昭和四十七年一月十一日付け四十六鉦第〇〇〇〇号で照会のありました猟銃等販売事業の許可の判定については、昭和三十七年十月二日付け三十七重局一五四三号(80ページ参照)と同様な事例と思われまますので、同解釈を参考にして処理して下さい。